

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和3年12月9日（木曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後1時39分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 椋田 昇一 副委員長 浅野 博文 委員 金田 靖典、加藤 茂樹、足立 考史 魚崎 勇、上田 孝春、寺坂 寛夫		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	庶務係主幹 石田久美子	議事係主任	萩原真智子
出席説明員	<p>【福祉部】</p> 福祉部長 竹間 恭子 次長兼地域福祉課長 梶 和浩 地域福祉課課長補佐 山根 径 地域福祉課指導監査室長 山内 健 地域福祉課指導監査室長補佐 山形 孝史 次長兼長寿社会課長 奥村上雅浩 長寿社会課参事 橋本 涉 障がい福祉課長 田川 新一 障がい福祉課課長補佐 霜村 俊二 生活福祉課長 栢谷 承文 生活福祉課課長補佐 有田 博 次長兼保険年金課長 藏増 祐子 保険年金課医療費適正化推進室長 光浪佐紀子 保険年金課課長補佐 田渕 康修		
	<p>【健康子ども部】</p> 健康子ども部長 橋本 浩之 次長兼子ども家庭課長 山下 宣之 子ども家庭課課長補佐 入江 竜生 子ども家庭相談センター所長 田中 隆志 子ども家庭相談センター所長補佐 梶 晶子 子ども発達支援センター所長 須崎ひとみ 子ども発達支援センター所長補佐 平戸 由美 鳥取市保健所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 竹内 一敏 保健総務課課長補佐 加藤 るつ 保健所次長兼保健医療課長 大塚 月子 保健医療課課長補佐 竹内 大 保健所次長兼健康・子育て推進課長 小野澤裕子 健康・子育て推進課健診推進室長 藤木 尚子 健康・子育て推進課課長補佐 小宮 覚 生活安全課長 山根 一城 生活安全課課長補佐 岡部 孝志		
	<p>【市立病院】</p> 病院事業管理者 平野 文弘 副院長兼事務局長 小林 俊樹 事務局総務課長 松田 真治 事務局総務課課長補佐 谷口 賢司		
傍聴者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時58分 開会

【市立病院】

◆**棕田昇一委員長** 皆さん、おはようございます。ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。

本日の日程ですが、まず、市立病院の議案説明、続いて福祉部の議案説明、その他の報告、最後に健康こども部の議案説明、陳情審査、その他の報告という流れとしておりますのでよろしくをお願いします。それでは市立病院の議案説明に入ります前に、平野病院事業管理者より御挨拶をいただきたいと思います。

○**平野文弘病院事業管理者** 皆さん、おはようございます。この12月定例市議会にはレジユメのとおり議案第152号ということで、市立病院の病院事業会計補正予算ということで上げさせていただいております。このたびの補正予算は医療機器の更新ということで、数年来赤字が続いておりました関係で必要最低限の更新だけにここ数年とどめてきたんですが、ちょっと年度中途ではございますが、どうにも故障が発生して使えなくなったもので、必要最低限の更新をこの12月の市議会で補正予算案として上げさせていただいております。何とぞよろしくお願いたします。詳細については総務課長のほうから説明させていただきます。

議案第152号令和3年度鳥取市病院事業会計補正予算（第2号）（説明）

◆**棕田昇一委員長** はい、それでは議案第152号令和3年度鳥取市病院事業会計補正予算について、執行部説明をお願いします。松田課長。

○**松田真治事務局総務課長** はい。総務課長松田でございます。資料につきましては1枚もので、右肩に福祉保健委員会資料と書いてございます資料を御覧いただきたいと思います。はい。管理者申し上げましたけども、必要最小限の更新を行う中で、今回不具合となっている機器3台とですね、新たに新規1台の購入予算を計上いたしております。それで、下段の表のほうを御覧いただきたいと思います。事業の内容としているもので更新する機器の一覧でございます。

まず、上の頭皮冷却装置でございますけど、こちらは新規購入ということになります。今年度当初から補助金の採択があればというような条件つきで機器の購入を検討しておったものですが、このたび、県のほうから2分の1補助、上限は250万ということになりますけど、補助金の内示をいただきまして購入をいたしたいというものでございます。内容につきましては、抗がん剤治療を受けられる方は頭皮のほう抗がん剤によって影響を受けまして、脱毛とか、それから抜け毛というようなことが生じるわけですけど、この頭皮をもう抗がん剤の投薬前から投薬中、投薬後で頭皮を冷却しまして、抗がん剤の影響を低減させるというような機器でございまして、特に女性の方の特有のがんの治療等で御要望が多いものでございます。この機器が616万円の購入経費となっておりますが、2分の1の上限250万の県補助をいただきまして、残りの財源は起債のほうで対応させていただきたいというものでございます。

それから2つ目の白内障手術装置ですけども、こちら眼科のオペが当院の手術のかかなりのウ

エートを占めておりまして、このたび眼科の白内障のオペをする際のこれをサポートする機器でございますが、手術装置でございますけれども、こちらも既に不具合が顕著になっておりまして、実は既決の予算のほうでもう発注を、オペにかなり支障があるということとさせていただきます。この分につきましては、金額としましては1,573万円ということで、こちらも企業債のほうで財源を充てております。

それから3つ目の放射線モニタリングシステムですけれども、こちら放射線のエリア内の作業環境の放射線量のデータを記録なり表示をすることによって放射線から職員を守るというような目的の機械でございますが、中央監視装置でございますけれども、こちらも不具合が出ております。老朽化に伴うものでございまして、こちら職員の安全を守るという観点からも早急に更新をしたいということでございまして、638万円の金額となっております。こちらも財源は企業債でございます。

それから最後、放射線治療計画システムですけれども、がん治療で当院リニアックという放射線治療の機械を使っておりますけれども、こちら集中的に放射線を当てるためにピンポイントで位置決めをしたり、そういうシミュレーターを使っているんですけど、こちらかなり不調が現れ始めておりまして、現在も使ってはおりますけれども、今後もう大きな不調があれば、もうメンテができないということまできておりまして、これにつきましてもこのたび更新をさせていただきたいということで1,680万円の金額でございます。合計4,507万円の補正予算を計上いたしております。

予算書のほうを見ていただいてもよろしいでしょうか。補正予算書の4ページになります。はい。すみません。よろしいでしょうか。

◆**棕田昇一委員長** よろしいですか。はい。

○**松田真治事務局総務課長** はい。すみません。はい。収益的収支のところ、上の2つの表ですけれども、収益部分22万7,000円、起債の端数の部分を医業収益を充てております。それから支出については消費税に当たるものでございます。それから資本的収支の下段の2つの表でございますが、まず、支出のほうから先ほど申し上げました4,507万円の支出と、その財源は企業債と県からの補助金ということとなっております。はい。すみません。説明としては以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、御説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますでしょうか。よろしいですか。はい。では、議案説明は以上までとします。

そのほか何かありますか。はい、松田課長。

○**松田真治事務局総務課長** はい。総務課長松田でございます。皆さんにちょっとお知らせといえますか、今年度手術支援ロボットを購入するということで予算をいただいております、12月5日にこの機器が納品になっております。それで来月には、また手術室のほうでオペのほうに活用させていただくんですが、この機器の内覧会ということで、市民の皆さんとか、関係者の皆さんにこの機器を見ていただいて、あと、報道とか、そういうところでPRをさせていただきたいと思っております、日程が非常にタイトでございますが、12月26日日曜日の12時

15分～13時15分までの1時間で関係者の皆さんの内覧会を開催したいと思っております。改めまして、議会事務局を通じまして取りまとめをさせていただきたいと思っておりますので、ぜひともお越しいただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** この件、よろしいですね。はい。では、これで市立病院を終了いたします。市立病院の皆様、どうもお疲れさまでした。

【福祉部】

◆**棕田昇一委員長** はい、それでは引き続き福祉部に入ります。

議案説明に入ります前に、竹間福祉部長より御挨拶をいただきます。竹間部長。

○**竹間恭子福祉部長** はい。福祉部の竹間です。今日はよろしく願いいたします。まず、議案の概要について簡単に説明申し上げさせていただきます。座って失礼します。今定例会に提出させていただいております福祉部に係る議案は予算4件、条例改正2件の計6件となっております。まず、議案第143号令和3年度鳥取市一般会計補正予算は、福祉部の所管に属する部分として総額2億2,195万3,000円の増額補正を提案させていただいております。また、債務負担行為といたしまして、生活保護世帯の子どもに対する学習支援事業及び被保護者就労準備支援事業について、年度替わりに支援が中断することのないよう提案をさせていただいております。次に議案第145号令和3年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算は総額409万6,000円の増額補正となっております。次に議案第146号令和3年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算は総額1,964万円の減額補正となっております。最後に議案第149号令和3年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算は総額12万8,000円の増額補正となっております。続いて条例改正についてですが、議案第153号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正、そして議案第156号鳥取市国民健康保険条例の一部改正についての2件となっております。議案については以上ですが、その他報告事項といたしまして、まず、国民健康保険関係国庫支出金等の返還について、そして鳥取市地域福祉推進計画の中間見直しについて、さらに福祉総合窓口業務等包括委託公募プロポーザルの結果についての3件を報告させていただきます。それでは議案と報告事項の詳細につきましては担当課長から説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第143号令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第11号）のうち所管に属する部分（説明）

◆**棕田昇一委員長** はい、それでは議案第143号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についての説明を執行部お願いします。はい、梶次長。

○**梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課梶でございます。まず、人件費につきましても見込みによる補正がされておりますので、主な事業につきまして事業別概要のほうで説明させていただきたいと思っております。事業別概要の19ページ下段をお願いいたします。はい。よろしいでしょうか。地域福祉計画策定事業でございますが、この地域福祉計画は令和元年度～6年までの計画となっております、今年度中間見直しをしております。それで、併せまして委員会のほうも30年度から設置しておりますが、3年間の任期となっております、今年度改選を

しましたところ19名中12名の方が変更になられたということで、改めてこの計画について詳しく説明させていただく会を設けさせていただくなどしまして、この開催回数が1回増やさせていただきたいという状況になったものでございます。それで、報酬のほうは1人1回5,000円となっておりますが、執行状況等見まして6万7,000円の増額補正をお願いさせていただきたいというものでございます。

続きまして20ページでございますが、レーク大樹等温泉供給施設管理事業費でございます。これは大郷にありますレーク大樹、ウェルネスの2か所に市のほうが温泉を供給しておるものでございますが、レーク大樹が高齢者施設であったというところがありまして、福祉部のほうで管轄しております。それで9月に行いました定期点検によりまして故障とか不具合が見つかりましたので、この温泉配湯が止まると施設側にとって大きな被害となりますので、至急修繕をさせていただいたものでございます。修繕につきましては11月18日のほうに、申し訳ございませんが現計予算で終了させていただいておりますが、内容はポンプの圧力計に不具合があったというところでありまして、これにつきましては送泉ですね、温泉を送っておりますモーターのベアリングから異常音が出ているということがありましたので、ベアリングの取替え修繕をさせていただいたものでございます。金額は合わせまして12万9,250円ということで、13万円の補正をさせていただいております。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 山内室長。

○**山内 健地域福祉課指導監査室長** はい。指導監査室山内です。すみません。事業別概要のほう、1ページまた元に戻っていただいて19ページの上段を御覧いただきたいと思います。過年度分国県支出金返還金ということでございます。内容といたしましては、昨年度令和2年度に行いました介護保険事業者等の管理システム、これをこの令和3年度の報酬改定に対応するために改修事業を行いました。これに対して国庫補助金がいただけるということで、実際には87万5,000円を受入れしまして、すみません。受入額は87万5,000円だったんですけども、実績としては68万8,000円で、いわゆる超過に受け入れた額の18万7,000円を返還するというものでございます。事業費ベースでいきますと、改修事業は当初予定ですと175万1,200円要する見込みで、その2分の1の87万5,000円を、申請をして交付を受けていましたが、実際には137万7,200円で収まったということで、その2分の1の68万8,000円が確定額ということで、差額の18万7,000円を今年度に返還するというものでございます。指導監査室は以上です。

◆**棕田昇一委員長** 奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。続きまして長寿社会課の補正予算について説明をさせていただきます。事業別概要20ページの下段、それと併せまして補正予算書の82ページ、83ページを御覧いただけますでしょうか。地域医療介護総合確保事業補助金でございます。補正予算額3,360万円、こちらにつきましては鳥取県地域医療介護総合確保基金補助金、補助率10分の10を活用しております。財源は国・県支出金が3,360万円という内容になっております。このたび補正に計上させていただきましたのは、介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入に対する補助金でございます。内容は介護ロボットとしての見守りセンサー、それからナースコール等が主な内容となっております。事業費の補助対象経

費の総額が約4,400万円、それで、事業の内容に掲げております42万円掛ける定員80人、こちらが補助の基準額、いわゆる限度額ということで、比べて低いほうということで3,360万円が補助金の額となっております。このたびの補正予算につきましては県の補正予算とも同調して行っておるもので、適正な工期が6か月を要するというようなことがございます。そのため全額3,360万円を繰越明許費として計上させていただいているものでございます。

それから事業別概要1ページおはぐりいただきまして、21ページの上の段でございます。社会福祉施設改修事業費138万6,000円でございます。これにつきましては事業の概要に掲げているとおりでございます。福部砂丘温泉ふれあい会館の浄化槽曝気室の修繕ということでございまして、曝気風呂は1基、それから排水ポンプの修繕というのが主な内容となっております。緊急を要する工事であったため、既決の修繕費の中から流用して既に対応はしております。9月に修繕が完了しているというような内容でございます。

それから21ページの下段、養護老人ホーム入所事業費でございます。2,563万円、財源内訳といたしまして、その他財源559万6,000円につきましては養護老人ホームの入所者負担金ということになっております。この内容でございますけれども、昨年度、本年度と虐待等に関する入所措置が増加をしております。それで、当初予算で計上しておりました中身のうち、母来寮、これは湯梨浜町にございますが、この母来寮について当初20人で予算計上をしておりましたが、既に27人の入所、それから今後も入所予定が見込まれている状況がございますので、このたび12月補正予算において補正をさせていただくものでございます。併せましてかんなび園、こちらは出雲市にございます視覚障がいの方を受け入れていただいておりますが、こちらにつきましてはおおむねそんなに出入りはございませんが、1名退所ということがありましたので、今後入所者の見込みがないため、この減額補正も合わせましてトータル2,563万円の補正予算を計上させていただいているところでございます。

事業別概要おはぐりいただきまして22ページ上の段でございます。過年度分国県支出金等返還金でございます。補正予算の額は336万5,000円でございます。内容につきましては2つございます。事業の内容、上の段につきましては1つが決算の事業別概要にも掲載はさせていただいておったものでございます。国の補助金を活用した事業でございまして、昨年度から新型コロナウイルスの感染を受けまして休業要請を受けた事業所が代替サービスを提供する場合の掛かり増しに係る経費補助、国が1つ補助金として設けまして、都道府県が実施主体となっておりましたが、そのほかにも中核市等、こちらも制度として設けなければならないということで、その補助枠は設けておりましたが、鳥取市の場合、休業要請に至るところがございませんでしたので実績はゼロということで、昨年度受け入れていた補助金を全額返還するものでございますし、下の段につきましては県の補助金でございます。介護保険事業費補助金、これは社会福祉法人による減免、いわゆる法人減免、こちらの決算実績に併せまして71万9,000円、残額を返還するものでございます。

それから最後でございます。22ページの下段でございます。湯谷荘管理費につきまして173万5,000円の補正予算でございます。財源といたしましては国・県支出金が107万5,000円、これは新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用したものでございます。充

当率がこのたびの補正予算一律62%ということで107万5,000円、残りの66万円を一般財源という財源内訳になっております。こちらにつきましては、昨年度も実施をいたしました利用料金等の減少により、必要となる施設維持管理費相当分を支援するという内容でございます。4月1日～9月30日分の決算状況によって補填をするという内容でございます。令和元年度、コロナウイルスの影響のなかった令和元年度の利用料金収入との比較で減少しており、かつ、この半年間の収支が、不足が生じているという施設をこのたび対象としておりまして、湯谷荘以外の施設につきましては今のところ運営ができておるといような状況でございます。このたびの補正予算で湯谷荘の管理費について補正予算を計上させていただいているものでございます。

長寿社会課からは以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 田川課長。

○**田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課でございます。障がい福祉課の事業につきましては23ページから4つの事業を上げさせていただいておりますが、いずれも利用実績見込みの増加に伴う増額補正をお願いするものでございます。それぞれ簡単に御説明申し上げます。

まず、事業別概要23ページ上段、訪問入浴サービス事業費でございます。この事業は重度の身体障がい者、身体障がい児のお宅に訪問入浴車を派遣しまして入浴サービスを提供するものでございまして、利用者及び利用回数の増加に伴い、105万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。財源としましては国2分の1、県4分の1ということになっております。

続きまして23ページ下段、日中一時支援事業費でございます。この事業は障がい者、障がい児を介護する家族の休息であったり、保護者の就労を支援するため、障がい者、障がい児の日中の一時預かりサービスを提供するものでございまして、これも利用者の増加に伴い、251万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。財源としましてはこの事業も国2分の1、県4分の1ということになります。

1ページおはぐりいただきまして24ページ上段でございます。国民健康保険団体連合会負担金（障がい児対象分）でございます。この事業は児童福祉法による障がい児の障害福祉サービスの利用に係る障害児通所給付費等の支払いを行うものでございまして、これら給付費等の精算は電子請求システムによりまして、鳥取県国民健康保険団体連合会経由の精算方式によりまして、同連合会への負担金として支払いを行っているところでございます。障害児通所給付費、そのうちでも特に放課後等デイサービス事業費の利用の増加に伴いまして、1億4,010万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。この事業も財源としましては国2分の1、県4分の1となります。

続きまして24ページ下段でございます。肢体不自由児通所医療費でございます。この事業は児童福祉法による障害児通所支援事業の1つである医療型児童発達支援に関連します肢体不自由児通所医療費の給付事業でございます。具体的な内容としましては、医療と療育を必要とする障がい児を対象に鳥取療育園で行います医療型児童発達支援における肢体不自由児の通所医療費を支払うものでございまして、これも利用の増加に伴い、20万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。財源としましては国2分の1、県4分の1となります。障がい福祉課は以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 枘谷課長。

○**枘谷承文生活福祉課長** はい。生活福祉課枘谷です。それでは12月補正でお願いしております債務負担行為につきまして御説明をいたします。事業別概要書58ページをお開きいただけますでしょうか。被保護者就労準備支援事業費になります。こちらは来年度までを期間としまして1,192万3,000円を限度額としまして債務負担行為をお願いするものになります。この事業は被保護者のうち、就労意欲の低い方、基本的な生活習慣に課題を有する方、挨拶、身だしなみ等になりますが、このような課題を抱える被保護者の方に対しまして、ボランティア活動等の体験を通じまして、就労に必要な基礎能力の習得、また、社会参加、就労に対する意欲の喚起を促すということとともに、このような基礎能力があるにもかかわらず、稼働能力の活用が不十分と思われる方に対しましては職業訓練、就労体験等の就労支援を行いまして生活保護からの自立を目指していただくということを目的としております。事業の内容としましては就労意欲の喚起から就労、自立に至るまで就労準備の支援、中間的就労の場の提供、ハローワークとの連携などによりまして、個々のステージに応じまして総合的な支援を実施するものでございます。これまでの取組としましては、この事業は平成25年から実施しておりまして、事業の早期開始を目的としまして、平成30年度からは前年度の12月議会で債務負担行為をお願いして実施しているところになります。なお、令和2年度からは人権推進課と共同で事業を実施しているところです。今後の取組につきましては債務負担行為の議決をいただいた後は、1月に公募型プロポーザルを実施しまして、2月に業者を選定、3月からは参加者を募集して、個別面談の上で4月から支援を開始したいと考えておるところでございます。

続きまして次のページ、事業別概要書の59ページをお開きください。生活保護世帯の子どもに対する学習支援事業費となります。こちらにつきましては来年度までを期間としまして318万円を限度額として債務負担行為をお願いするものになります。この事業につきましては生活保護世帯の児童・生徒に対しまして、学習習慣の習得支援、学習指導を行うことによりまして学習意欲の向上、また、学力の向上を図ることを目的としております。事業の内容としましては学習教室を市内に開設していただきまして、支援対象者に学習支援を実施していただくものになります。これまでの取組としましては、こちらは平成25年からこの事業を実施しておりまして、先ほどの事業と同様に事業の早期開始を目的としまして、平成30年度からは債務負担行為をお願いしておるところでございます。この事業につきましては現在こども家庭課、人権推進課と共同で事業を実施しております。今後の取組ですが、先ほどの事業と同様に1月に公募型プロポーザルを実施し、2月に業者等選定した後、3月からは参加者を募集して、4月から支援を開始したいと考えておるところでございます。生活福祉課は以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 蔵増次長。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** 保険年金課蔵増です。保険年金課所管に関するところですが、1点事業別概要を戻っていただきまして25ページ上段でございます。未熟児養育医療助成費でございます。この制度につきましては、身体の発育が未熟なまま出生した乳児で、医師が入院養育を必要と認めまして、指定の医療機関で入院治療を行う際に医療費の一部を公費負担で助成する制度でございます。今年度の助成実績は既に昨年度実績を超えている状況でございます。

昨年度から増加傾向がございましたが、今年度はそれに加えて特別な事情といたしまして、未熟児養育医療を受ける乳児に生活保護を受給しておられる家庭がおられます。生活保護と未熟児養育医療のほうでは未熟児養育医療の制度のほうの方が優先されるために、治療に要する費用全額が未熟児養育医療助成で賄われることとなります。これらのことから予算不足が見込まれますので、今回1,923万2,000円の増額補正を計上させていただくものでございます。保険年金課に所管するものは以上でございまして、福祉部に関係するところは以上でございまして。

◆**棕田昇一委員長** 御説明をいただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。はい。

議案第145号令和3年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）（説明）

◆**棕田昇一委員長** では、引き続きまして議案第145号令和3年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）について執行部説明をお願いします。蔵増次長。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** 保険年金課蔵増でございます。事業別概要のほうには記載がございませんで、本日の資料のほうの12ページからを御覧ください。

◆**棕田昇一委員長** よろしいですか。はい。大丈夫です。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** はい。最初に国民健康保険費特別会計の事業勘定のほうでございます。こちら12ページと13ページに載せさせていただいておりますが、こちらいずれも国民健康保険事業に関わる職員の全て人件費の実績見込みによる補正予算の計上とさせていただいております。合わせまして423万3,000円の増額補正をさせていただいております。

続きまして14ページと15ページでございますが、こちらは直診勘定の補正予算でございます。こちらにつきましては診療所に関わる職員の全て人件費の実績見込みによる補正予算の計上となっております。合計13万7,000円の減額補正とさせていただきます。

国民健康保険費特別会計以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 御説明いただきました。聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですね。はい。

議案第146号令和3年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第3号）（説明）

◆**棕田昇一委員長** では、引き続きまして議案第146号令和3年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第3号）について執行部説明をお願いします。奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。長寿社会課奥村上です。同じく説明資料の16ページ～18ページということになりますが、介護保険費特別会計の12月補正予算でございます。こちらは全て人件費の実績見込みによるものでございます。それぞれの事業ごとに充てている職員人件費の増減がございまして、合計して1,964万円の減額となっているものでございます。

介護保険費特別会計につきましては以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 御説明いただきました。聞き取りにくかった点や字句の確認等、委員の皆様ございますか。よろしいですね。はい。

議案第149号令和3年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）（説明）

- ◆**棕田昇一委員長** では、引き続きまして議案第149号令和3年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）について執行部説明をお願いします。藏増次長。
- 藏増祐子次長兼保険年金課長** はい。保険年金課藏増でございます。資料の19ページと20ページでございます。後期高齢者医療費特別会計でございます。こちらにつきましては後期高齢者医療事業に関わる職員の全て人件費の見込みによる補正予算の計上でございます。合計で12万8,000円の増額補正をさせていただきたいと思っております。以上でございます。
- ◆**棕田昇一委員長** はい、御説明いただきました。聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。はい。

議案第153号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について（説明）

- ◆**棕田昇一委員長** では、引き続きまして議案第153号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について、執行部説明をお願いいたします。田川課長。
- 田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課田川でございます。委員会資料の21ページを御覧いただけたらと思います。議案第153号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。改正の目的と内容は同一でございますが、個人番号、いわゆるマイナンバーでございますが、この利用範囲に障害者総合支援法による地域生活支援事業に関する事務を追加させていただき、地方税関係情報を検索及び管理する特定個人情報として規定させていただきまして、このことによって地域生活支援事業の執行に係る地方税関係情報の検索などにつきましてマイナンバーによる情報連携を使って調べられようとしようとするものでございます。

提案の背景としまして、まず現状でございますけれども、障害者総合支援法に基づき行っております地域生活支援事業、このうちの特に日常生活給付事業と移動支援事業といったものでございますが、これは利用決定に当たりまして、自己負担額の決定に世帯員全員の課税情報が必要となっております。転入して来られた利用者の方やその家族がいらっしゃる場合、転入元の自治体から所得課税証明書を取得していただく必要がございます、これが本人のみならず世帯員全員の税情報が必要となるということがございまして、うまく要件が伝わらなかったり、所得課税証明書の取得に費用や時間がかかり、給付を受けるまでに時間が多くかかっているというような状況がございました。

今回、この条例改正によって情報連携を活用することによる効果といたしましては、マイナンバーによる情報連携を行うことによりまして、所得課税証明書取得を省略することができ、利用者にとりましては手続上の負担や手数料の軽減、そういったことのほか給付決定までのスピードの向上が図られるものと考えております。また、付随して事務をする側にとりましても事務効率の向上が図られるものと期待しております。

今後のスケジュールといたしましては、この条例改正の議決をいただきました後、年内に条

例交付をさせていただき、その後令和4年1月に個人情報保護委員会、これはマイナンバーに関する監督などを行っている国の機関でございますけれども、こちらのほうにこういった事務でマイナンバー連携をしますということで届出をさせていただくということで、ここでの審査を経て実際に他の自治体とマイナンバー連携が可能になるという形になりますが、具体的に情報連携が開始になるのは令和4年10月を見込んでいるところでございます。施行期日としましては条例としては交付の日から施行するというような形でさせていただいております。

以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、御説明いただきました。聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですね。はい。

議案第156号鳥取市国民健康保険条例の一部改正について（説明）

◆**棕田昇一委員長** では、引き続きまして議案第156号鳥取市国民健康保険条例の一部改正について、執行部説明をお願いします。蔵増次長。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** 保険年金課蔵増でございます。議案第156号鳥取市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。付議案は13ページからでございます。本日の資料の23ページと24ページが該当の箇所となります。このたびのこの制度の改正につきましては出産育児一時金に関わる産科医療補償制度の掛金等につきまして見直しが行われまして、令和4年1月以降に出生したお子様より適用されることに伴いまして、本市の国民健康保険における出産育児一時金の支給額の改定を行うことを目的としております。出産育児一時金は国民健康保険法に基づく保険給付として条例に定めまして、被保険者が出産されたときに出産に要する経済的負担を軽減するために支給されるものでございます。

出産育児一時金は資料の23ページ中段に図を示させていただいておりますが、この図のように2層ようになっておりまして、本来、本人に給付される分、図でいうと下の層の部分でございます。この部分と産科医療補償制度に加入の医療機関等で出産された場合に掛金相当額、上の部分でございますけれども、これが加算をされます。出産育児一時金は妊娠12週以上の分娩に対して給付をされますけれども、22週未満の分娩であったり、海外出産、それから産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産された場合は、制度の対象の分娩となりませんで、下層部分の、下の層の部分の給付となります。次のページに産科医療補償制度の仕組みを載せさせていただいております。この制度につきましては産科医不足の改善であったりとか、産科医療体制、提供体制の確保を背景に、より安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として創設をされたものでございます。

公益財団法人日本医療機能評価機構、真ん中辺りに運営組織と書いてありますが、この機構において運営されているものでございます。平成21年1月から運用が開始されておりまして、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺のお子様とその家族の経済的負担を速やかに補償する制度でございます。社会保障審議会医療保険部会の中で議論をされまして、制度の掛金がこれまでの制度の実績から見直しが検討されまして、4,000円引き下げられることとなりました。出産育児一時金の支給額もその分引き下げられるというような考えもあったようではありますが、

少子化対策としての重要性に鑑みまして、支給総額 42 万円は維持し、本人の給付分が 4,000 円引き上げられるものとなったものでございます。施行は令和4年4月1日の予定でございます。新旧対照表を23ページに載せさせていただいておりますので御確認いただければと思います。

以上でございます。

- ◆**棕田昇一委員長** 御説明いただきました。聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。はい。

国民健康保険関係国庫支出金等の返還について（説明・質疑）

- ◆**棕田昇一委員長** では、その他の報告に入ります。国民健康保険関係国庫支出金等の返還について、執行部説明をお願いいたします。蔵増次長。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** 保険年金課蔵増でございます。国民健康保険関係国庫支出金等の返還について御報告を申し上げます。本日の資料の25ページと26ページが該当の箇所となります。このたび返還が判明した経緯でございますが、本年11月に会計検査院による実地検査が実施をされました。これは当初、本年の6月に予定されていたものでございますが、コロナの状況により一旦延期となっております。しかし、6月以降ずっとメール等による調査が続いておりまして、その中で国庫支出金等の、見込額でいいますと2,124万円の交付を過大に受けていたことが判明をしたものでございます。返還が生じるのは各種国庫支出金のうち、保険基盤安定負担金と特別調整交付金でございます。

初めに保険基盤安定負担金のほうですけれども、これは保険料軽減分と保険者支援分と2種類ございますけれども、このたびは保険者支援分のほうが返還が生じることとなりました。これは保険料軽減の対象となった一般被保険者の数に応じて公費で補填をされるものでございまして、低所得者を多く抱える保険者を支援する制度でございます。返還が生じることとなった原因ですが、負担金額を算出する際に賦課期日、これは4月1日でございます。この賦課期日の一般被保険者数を用いる際に、4月1日に後期高齢者医療へ移行した被保険者の一部を含めていたために交付いただいた負担金が過大となったものでございます。平成28年度～令和元年度までの負担金、見込額で12万3,000円を返還いたします。

次に特別調整交付金でございます。特別調整交付金は市町村の特別の事情がある場合に、その事情を考慮しまして、特別な事情による財政難の不均衡を調整するために交付されるものでございます。このたびの返還は、そのうち非自発的失業者に係る保険料の軽減に要する経費が多額になっている場合に交付される部分の交付金でございます。非自発的失業者に係る保険料の軽減につきましては、失業者のうち、倒産や解雇等、自分の意志によらず突然職を失ったような失業者について、失業時からその翌年度末までの間、保険料の算定に当たりまして前年所得のうち給与所得を100分の30とみなすことによって保険料を軽減する制度でございます。この軽減に係る費用が多額の場合に交付がいただけるものでございます。返還が生じることとなった原因は、交付金を算出する際に用いる保険料調定額に、本来は保険料の軽減額等を差し引いた額を用いるところ、差し引かない額を用いて算出していたために頂いた交付金が過大とな

ったものでございます。平成28年度～令和2年度までの交付金、見込額で2,111万7,000円を、返還をいたします。

26 ページにお移りください。今後の対応と再発防止策でございます。負担金、交付金とも、どちらとも返還額や返還時期について、現在、県を通じて調整中でございます。国や県の指示に従いまして返還をさせていただく予定としております。このたびの返還につきましては国保制度やそれを運用するシステムが複雑化する中で、見落としであったり、捉え違いなど人為的な誤りが原因というふうに考えております。改めまして基本に戻りまして要綱に基づいた交付金等の算定手順の確認であるとか、マニュアルの作成をするとともに、複数の担当による確認を徹底いたしまして再発防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 御説明いただきました。本件について委員の皆様から質疑、あるいは御意見等ございますか。よろしいですか。金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。分かりました。それでね、再発防止のところで、国の要綱を踏まえた計数の確認、入力、算出方法、かなりシステムがどんどん高度化して、またその業務の中身も増えてきているんだと思うんです。そういう中で見落とし、こういったことが起こったのかなと思うんですけども、マニュアル、1つはもう一度見直すということと、複数の担当者により確認徹底ということなんですけども、基本的に人が足りないんじゃないですか。その辺りはどのように対応されるおつもりなのかお聞かせください。

◆**棕田昇一委員長** 蔵増次長。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** 不足をしているかどうかというのもあるのですけれども、担当者が係とすると1人ではございません。今考えると、確認できるタイミングというのは何回かあったかというふうには思っております。入力していくのは係全員で入力を、その都度、被保険者のことの資格であるとか、そういうものの入力はしていくんですけども、この交付金を算出するための項目というのがありまして、被保険者には関係ないところなんですけれども、算出する項目というところの入力に見落としがあったというところでございますので、それを全員に徹底をいたしまして、再度、複数で確認ができるようにしたいというふうに考えております。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。膨大な仕事量の中でね、大変な思いをされて取り組んでおられるんだろうと思います。当然マニュアルであるとか、そういう辺りでのスキルアップというのは当然必要なんだろうけども、その今の人員の中でどうなのかということも1つは点検の中に入れとく必要があるのかなと思います。一言申し上げたいと思いました。以上です。

◆**棕田昇一委員長** そのほか、この件についてございますか。寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** この2,124万というのは、これはあれですか、単独市費で返さないといけんということですか、これ、どの時期に出るわけですかいね、この国に返す予算としては、上がるのは。

◆**棕田昇一委員長** 蔵増次長。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** はい。保険年金課蔵増でございます。時期につきましては国と県と調整をしているところですが、まず、一部を本年度、返すことになると思います。都道府県化に伴いまして、30年度以降、都道府県化になりまして、そこに関わるものは翌年度以降の調整が今、進んでおりますので、年度を分けた返還になると思います。財源につきましては、2,100万円のものにつきましては国保特別会計のほうから返還をすることになると思います。基盤安定のほうにつきましては一旦一般会計で受け入れて、それから国保特別会計のほうに繰り入れておりますので、返還とすると一般会計のほうから返還をさせていただくことになると考えております。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** そのほかございますか。魚崎委員。

◆**魚崎 勇委員** 今の件につきまして、返還するんですけど、国保会計に入ってきているんですが、これはもう実際には使われてしまっているんですか、それとも会計の中で保留になっている分なんですか。その辺をちょっとお聞かせください。

◆**棕田昇一委員長** 蔵増次長。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** 保険年金課蔵増です。その年度に入ってしまったので、使われているか使われていないかっていうものでは、本来頂くべきものではなかったという点ではあるかとは思いますが、過大交付になっているという事実でございますので、返還する場合には前年度繰越金等のものを財源といたしまして予算を立てていくことになるかとは思っております。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 魚崎委員。

◆**魚崎 勇委員** すみません。使われるべきものじゃないというんですけども、ということは会計の中に保留になって繰り越されていた金になっているということなのか、実際に交付になって、いろいろな機関にも別の、医療費とかいろんなことで使ってしまったのか、それとも余分に頂いているけど使っていないので繰越しとなって次の年に来ているものなのかということなんですけど。

◆**棕田昇一委員長** 蔵増次長。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** 保険年金課蔵増でございます。その年度に会計に入ってしまったら、もう決算額としてその歳入の中に全部入ってしまっております。それで、歳出として実績として使用する場合にはどのお金を使うというのが、決めて使うわけではございませんので、使ったか使っていないかというのが、判別がつかないといえますか、すみません、何とお答えしたらいいのかあれですけど。はい。

◆**棕田昇一委員長** 魚崎委員。

◆**魚崎 勇委員** はい。その意味は分かるんですけど、国からこういうお金が来るということは何かに使うということで計算されて来るんでしょうから、それが余分だったということは、使うほうとしては余分には使っていないはずだから、繰越金として残るように私は思っていて、そういう意味での質問でしたので、難しかったら以上で結構です。

◆**棕田昇一委員長** じゃあ、以上にしますか。はい、じゃあもう1回、蔵増次長。

○**蔵増祐子次長兼保険年金課長** 保険年金課蔵増です。国や県から頂いた公費につきましては一

且歳入に入りますので、その入った時点で予算の一部となりますので、その分使わずに繰り越しているかどうかという、やはり判別は難しいと思います。すみません。繰り返しになります。

◆**棕田昇一委員長** はい、じゃあ、この件は、今の件はそこまでとして。そのほか、この件についてそのほか質疑等ございますか。よろしいですか。

鳥取市地域福祉推進計画の中間見直しについて

◆**棕田昇一委員長** では、引き続きまして鳥取市地域福祉推進計画の中間見直しについて執行部、説明をお願いいたします。梶次長。

○**梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課梶でございます。次のページの27ページを御覧ください。鳥取市地域福祉推進計画でございますが、令和元年～6年までの6年間を計画期間としておりまして、今年度、中間見直しを行っているところでございます。それで、令和3年4月から施行しております改正社会福祉法の事業であります重層的支援体制整備事業でありますとか、再犯防止推進法、平成28年12月に施行になったものですが、それに基づきます再犯防止推進計画等、盛り込みまして充実を図ろうというものでございます。重層的支援体制整備事業と申しますと、これは包括的支援体制を整備するために新たに社会福祉法に基づく任意事業として規定されたものでございまして、大きくは3つ、①としまして相談支援、それと②の参加支援、③の地域づくり事業、これを一体的に行うという事業でございます。それで、再犯防止推進計画でございますが、これは罪を犯した方を包括的に支援しまして社会復帰を促していこうと、そのことによって安心して暮せる社会づくりに寄与するという計画でございます。この地域推進計画の位置づけは下の図のような格好でございます。

計画期間としましては、地域福祉推進計画は6年間で見直しはございません。重層的支援体制整備事業と再犯防止推進計画につきましては残りの4年～6年までの3年間を予定としております。

おはぐりいただきまして28ページです。作成の体制でございますが、先ほど補正のほうでも上げさせていただいておりますが、外部委員19名からなります作成委員会のほうで審議いただいております。これは市社協と共同で開催しておりますものでございます。また、庁内組織も14課で構成する地域共生社会推進庁内連絡会を設けまして取り組んでおるところでございます。

見直しの概要としましては大きく2つございまして、重層的支援体制整備事業実施計画を含めていくというところで、①としまして現在の地域福祉推進計画とこの重層事業との関連づけをまずしておくというところがございます。次の右側のページに計画の体系を載せさせていただいておりますが、基本的な体系は変更ございません。理念があり、原則があり、基本目標としましては左側に3つ上げさせていただいております。その中に基本施策、計画があるというつくりでございます。基本計画の一番右端のほうに括弧で重層・地域とか、重層・継続的、参加とか書いてありますが、これ最初に申し上げました重層的支援体制整備事業のどの区分の事業に当たるかというところを入れさせていただいております。こういう関連づけを後でさせていただいております。それと次の再犯防止推進計画でございますが、大きく6つの項目での計画づくりとさせていただいております。ボランティアの確保であ

りますとか、啓発、それから就労、住居の確保、それと依存症等の方もございますので、医療・福祉サービスへの利用、それと非行等の関係の方もおられますので、児童生徒の立ち直り支援と、こういう6つの項目を上げさせていただいております。

この再犯防止推進計画は次の29ページの体系の中では一番下でございますが、地域で安心して暮らせる基盤づくりの一番下の7で、再犯防止施策の推進という格好で新規に盛り込ませていただくというものでございます。見直しに向けた取組経過といたしましては、庁内連絡会、作成委員会等で進めておりますが、この再犯防止につきましては更生支援関係機関連携会議というものを設けております。鳥取保護観察所でありますとか、鳥取少年鑑別所等4つの機関とか、鳥取大学さん等の5つの団体にも参加いただいて意見交換させていただいたところでございます。そういうところの取組を通しまして素案を作成しておるところでございます。今後の予定としましては、来週17日から市民政策コメントをさせていただきたいと考えています。その後、最後の作成委員会を開きまして、社会福祉審議会のほうにも御意見いただいて策定という流れを考えているところでございます。以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** 御説明いただきました。本件について委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。よろしいですか。はい。

福祉総合窓口業務等包括委託公募型プロポーザルプレゼンテーションの結果について

◆**椋田昇一委員長** では、本件は以上としまして、引き続きまして福祉総合窓口業務等包括委託公募型プロポーザルプレゼンテーションの結果について執行部、説明をお願いいたします。梶次長。

○**梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課梶でございます。最後の30ページを御覧ください。公募型福祉総合窓口業務等包括委託のプロポーザルプレゼンテーションを行いましたので、その結果を報告させていただくものでございます。結果としましては株式会社ニチイに決まりました。このたびは、参加者は1社だけでございました。それで、提案価格は3年間合計としまして2億9,030万950円となっております。債務負担限度額内というところでございます。審査ですけど、項目としましては個人情報保護の認識でありますとか、窓口サービスの向上に関する取組、業務実績・提案価格など12項目を審査いただきました。その結果、最低点としては68点をつけられた委員さんがおられますし、最高点としては75点ということで平均としては71点というような状況でございます。1社の場合の基準といたしましては過半数の委員の評価点が60点未満の場合は選定しないという基準を設けておりましたが、全員の方が60点以上だったということで選定をさせていただいたところでございます。すみません。提案価格の金額、申し違えておりました。2億9,003万円でございます。先ほど30万円と申し上げましたが、2億9,003万950円でございます。それで、事業の内容としましては下記の業務、10業務を包括的に委託させていただくものでございます。期間としましては契約日から令和7年の3月31日までとしております。今後のスケジュールとしましては、今月内には契約を締結させていただきまして、4月から業務開始という予定でございます。以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** 御説明いただきました。本件について委員の皆様から質疑、御意見等ござい

ますか。金田委員。

◆金田靖典委員 はい。1つ教えてほしいのは何で1社だったんですかね。

◆椋田昇一委員長 梶次長。

○梶 和浩次長兼地域福祉課長 はい。事業者側にそういう御意見を伺っていませんので分かりませんが、当初、この事業、春頃、9月議会での債務負担行為を上げさせていただくに当たりまして、前は3社から提案いただいておりましたので、3社のほうに参考の見積り依頼等させていただいたところでございます。そういうところも通しましても、結局1社でございますので、ほかの事業者さんは何らかの理由で手挙げされなかったのだろうと。ちょっと理由までは分かりませんが、以上でございます。

◆椋田昇一委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 はい。なら、前回3社だったのが今回はほかの2社は参加しなかったということで、それで、受けられたことが結果的にニチイさんで継続ということなんですけども、ニチイはどうかっていう話よりも、これから多分ね、3年後もまた多分同じように1社になるんだろうな、かもしれないし、その辺りでは少しオープンで、何でこうなっているのかっていうのが分かるようなものがあるんじゃないかな。要するに結果的にこうなりましたっていうのが、今言われて選考委員の方が70点だったと言われるけども、全然何も資料がないもんですから、僕らには結果だけが伝わってきとるんで、もう少しこういう評価の中で経過的にはこういう社になりましたというところの裏づけみたいなの資料がもう少し何かあればありがたいなと思います。後半の委員会で結構ですので、選考の簡単なまとめみたいなのがあればありがたいなと思います。それからこのたびのでは、2つたしか業務が増えましたよね、あれは障がいとどこだったですか、教えてください。

◆椋田昇一委員長 2点ですかね。梶次長。

○梶 和浩次長兼地域福祉課長 はい。地域福祉課梶でございます。はい。プロポーザル結果につきましては少し工夫させてもらいまして結果報告のほう、またさせていただきたいと思えます。追加業務につきましては1業務でございまして、障がい福祉の窓口業務が追加になりました。以上でございます。

◆金田靖典委員 ありがとうございます。じゃあ、後半で結構ですんでよろしくお願ひします。

◆椋田昇一委員長 ちょっと待ってください。発言があるんですね。はい、金田委員、どうぞ。

◆金田靖典委員 ありがとうございます。後半で結構ですので、簡単な、もう少し分かりやすい資料いただければと思います。よろしくお願ひします。以上です。

◆椋田昇一委員長 そのほか委員の方ございますか。魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 はい。すみません。ちょっとこの件でなくてもいいですか。

◆椋田昇一委員長 この件で。じゃあ、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 ちょっと管轄が違うかも分かりませんが、市民総合窓口というのは市民課がありますよね、総務企画委員会だと思うんですよ。この報告というか、ちなみに知っておられたらその結果とか、それもされていると思うんですけど、この結果、公募型の。その辺、分かりますかね。その辺もちょっと、ニチイなのか、その辺とかその状況、分かればお願ひしま

す。

◆**棕田昇一委員長** 梶次長。

○**梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課梶です。市民総合窓口につきましても、やはり提案は1社でございまして、審査の結果、ニチイのほうで選定をさせていただいております。以上です。

◆**棕田昇一委員長** よろしいですか。ちょっとしばらくお待ちください。じゃあ、本件についてはそのほかよろしいでしょうか。魚崎委員がちょっと発言を求められていますんで、じゃあ、はい、どうぞ。

◆**魚崎 勇委員** すみません。ちょっと前のの、地域福祉推進計画の件で、ちょっと頭が回らんもんで質問がよう思いつかなんだんですけど、この中で中間見直しということになっとるんですけど、それで、27ページでは鳥取市再犯防止推進計画ということが入ってきてるということなんですけども、これ唐突に入ってきた感じがするんですけど、その背景とか分かりますか。例えばコロナで出所の方が就職に就けないとか、諸々事情があるように思うんですけど、その辺がもし分かれば。

◆**棕田昇一委員長** 梶次長。

○**梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課梶でございます。この再犯防止推進につきましては、平成28年12月に国のほうがこの法律施行いたしまして、その後、国のほうでも計画等つくられて、県のほうはいち早く平成30年には計画作成をしておられます。国のほうにおきましても、この犯罪は減少傾向であります、再犯される方が多いということがございまして、さらに犯罪される方を減少させていくためにはこの計画づくりを進めましょうということで、今、法務省のほうが入力を入れておられます。その流れを受けまして、鳥取市のほうでもつくることとさせていただいているところでございます。それで、ちなみに令和3年の10月末の策定状況ですけど、市区町村では176の自治体が策定済みという状況でございます。ですから以前からの流れの中で、コロナとは関係ない中で取組が進んでいるというところでございます。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 魚崎委員。

◆**魚崎 勇委員** それで28ページのところで、見直しの概要の中で（2）の児童生徒の立ち直り支援という部分がございますよね。そうすると、これに対しての先ほど言われたように万引きとか、青少年の再犯防止なんだろうけども、取組経過の中で、9月に更生支援関係機関連携会議というところがございまして、この中に教育機関、要するに公立小中学校とか、そういう方々が入っていたんでしょうか。その辺のことをお聞きします。

◆**棕田昇一委員長** 梶次長。

○**梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課梶です。この中には小中学校の方は来ておられませんが、教育委員会には参加いただいております。それと併せまして、この機関の中に鳥取の少年鑑別所も参加いただいているところでございます。

◆**棕田昇一委員長** 魚崎委員。

◆**魚崎 勇委員** 教育委員会さんは確かにそうなんだろうけど、学校現場というんですかね、

その現場のほうの方の意見もかなり重要だなと僕は思っています、それから鑑別所とか、結果論で入ってきた青少年を更生させるということなんでしょうけど、やっぱり事前防止の観点からいくとやっぱり教育現場の方も入れたほうがいいんじゃないかなということは、私、思いましたので、ちょっと述べさせていただきます。以上です。

- ◆**棕田昇一委員長** 今の点は御意見ということでまた参考にしてください。その他報告について、よろしいでしょうか。いいですか。はい。では、これで福祉部を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

【健康こども部】

- ◆**棕田昇一委員長** それでは引き続き健康こども部に入ります。

議案説明に入ります前に橋本健康こども部長より御挨拶をいただきたいと思います。

- 橋本浩之健康こども部長** 失礼します。健康こども部の橋本でございます。健康こども部に係る今定例会の案件でございますけども、議案が3件、報告が2件でございます。議案第143号令和3年度鳥取市一般会計補正予算の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症に対し、適切な医療の提供等行うための経費といたしまして8,062万円、それから不妊治療費等の助成を行うための経費といたしまして3,539万6,000円、それから要保護児童等について関係機関等迅速かつ的確に情報連携を図るための児童家庭相談システム導入に係る経費といたしまして1,626万3,000円、それから児童手当に関する制度改正に対応するためのシステム改修の経費といたしまして、1,391万2,000円などの増額の補正を提案しているところでございます。

次に議案第154号の鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、及び議案第155号の鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、国の基準の一部改正に伴い、条例を改めるものでございます。次に報告として2件ございまして、1件目は大正保育園の運営形態の変更について、これは公設民営方式から民間移管方式への変更についてでございます。2件目は第2期鳥取市子どもの未来応援計画の策定についてでございます。これにつきましては平成29年3月に策定いたしました鳥取市子どもの未来応援計画、こちらのほうが5年間の計画期間のほうで満了を迎えますので、次期計画の策定に向け作業を進めているところでございます。この2件について、概況について報告をさせていただきます。詳細につきましては担当課長のほうから説明申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議案第143号令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第11号）のうち所管に属する部分（説明）

- ◆**棕田昇一委員長** それでは議案第143号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部、説明をお願いします。山下次長。
- 山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。それでは令和3年度12月補正予算につきまして御説明をさせていただきます。お手元にお配りしております12月補正予算案その2、事業別概要で説明をさせていただきます。こちらの26ページをお開きいただけますでしょうか。

◆**棕田昇一委員長** 事業別概要の26。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** 事業別概要の26ページを、よろしいでしょうか。

◆**棕田昇一委員長** はい。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。では、こちらで説明をさせていただきます。26ページの上段、児童手当費になります。事業内容としましては児童手当の特例給付に関する制度改正及び現況届廃止に関する制度改正に伴いまして、必要となるシステム改修費等の経費を計上させていただきます。特例給付といいますのは現在の一定以上の収入で、例えば扶養親族が3人で収入の目安が960万円以上の世帯につきましては、児童手当が特例給付ということになりまして、児童1人当たり月額5,000円の支給になりますけども、これが、制度改正がありまして、令和4年10月の支給分から収入の目安が扶養3人の場合ですけども、1,200万円以上が支給されなくなります。また、毎年6月に現況届ということで6月に提出をしていただいていた届けのほうが必要になるために、併せてこのシステムを、改修を行うものでございます。事業費のほうは1,391万2,000円、財源としては子ども・子育て新制度システム補助金ということで補助率10分の10でございます。

続きまして26ページの同じく下段を御覧ください。項目は過年度分国県支出金等返還金でございます。事業内容といたしましては、過年度に国県支出金として概算交付を受けたものを実績によりまして、額の確定に伴って返還金をお支払いするものです。事業費としては2,076万3,000円を計上しております。内訳といたしましては国への児童手当交付金返還金が1,709万2,000円、県への鳥取県児童手当支給事業費負担金返還金367万1,000円でございます。

以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 田中所長。

○**田中隆志こども家庭相談センター所長** はい。こども家庭相談センター田中です。同じく事業別概要の27ページをお開きください。よろしいでしょうか。はい、事業別概要27ページの上段を御覧ください。養育支援訪問事業費でございます。この事業は経済的な問題や保護者の病気等で子供の養育が困難となった家庭で、特に継続的な支援を必要とする家庭に対して、支援員が訪問して様々な支援を行なう事業でございます。現在NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク鳥取、通称CAPTAというところに委託をしております。このCAPTAの支援員が子育てや家事を保護者と一緒に行ったり、養育に関する相談やアドバイスを行うことにより、適切な養育の実施につなげているところです。補正予算の内容といたしましては、この訪問支援事業が増えたことによる委託料の実績見込みによる増ということでございまして、22万7,000円の増額補正となっております。

次に同じく事業別概要27ページの下段でございます。児童虐待防止強化事業費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。現在、全国的に新型コロナウイルス感染症の影響と思われる児童虐待の通告ですとか、家庭支援相談が増加しておりまして、迅速な対応や関係機関と市町村の連携による支援が重要となっております。また、全国の児童相談所、市町村で把握している要保護児童等の転居等の際における迅速な情報連携について、厚生労働省が要保護児童等情報共有システムを開発しまして、令和3年度から稼働しております。この

ような状況の中、要保護児童等について児童相談所や転出転入先の市町村との間で迅速で効率的な情報連携を図るために全国版の要保護児童等情報共有システムと連携し、また、増加している相談情報の管理、帳簿作成の効率化、さらに情報共有システムとスムーズなデータ連携を図るために、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して児童家庭相談システムを導入するものです。補正予算の内容といたしましては、児童家庭相談システムのシステム導入の委託料として1,558万5,000円、開発期間中のサーバーリース料として22万7,000円、サーバー移行に係る会計年度任用職員の人件費として45万1,000円、合わせて1,626万3,000円の補正となっております。今後のスケジュールといたしましては来年度の1月に業者決定及び契約、2月～3月にかけてシステム開発及び導入を行って、3月末にはシステムの稼働を予定しているところです。はい。こども家庭相談センターは以上です。

◆**棕田昇一委員長** 大塚次長。

○**大塚月子保健所次長兼保健医療課長** 保健医療課大塚です。続いて28ページの上段を御覧ください。病院群輪番制病院設備整備事業費でございます。病院群輪番制病院が必要な機器を更新され、救急患者の受入体制を整備されることで、本市の救急体制の充実を図ることを目的とした事業になります。具体的には鳥取赤十字病院、それから鳥取生協病院が医療機器を新規に購入あるいは更新された場合に補助金を交付するものでありまして、補助金の負担区分は国県市それぞれ3分の1となっております。この事業について内示のほうがこのたび県からありましたので、今回補正を行わせていただきます。内容としましては鳥取生協病院が外科用X線テレビシステムをこのたび整備されました。補助額334万8,000円、それから赤十字病院のほうは麻酔機のシステムを整備されまして補助額299万1,000円となっております、補正額は合計633万9,000円となっております。

続きまして28ページの下段を御覧ください。感染症対策推進事業費でございます。新型コロナウイルスはこの夏の感染第5波におきまして、本市保健所管内におきましても複数のクラスターが発生するなど、当初の想定を上回るほど多くの陽性者が確認されたところでございます。それに伴いまして、入院医療費ですとか、医療機関で行う検査費等もかなり想定を上回って増加をしました。今後の感染拡大に備えて適切な医療の提供を行えるように増額の補正を行うものでございます。内容としましては感染症患者入院医療費公費負担分、自己負担分と書いてございますが、これは新型コロナの患者さんが入院された場合にかかった医療費で保険適用した後の自己負担分を公費で負担することになっておりまして、その自己負担分になります。補正額3,642万円になります。

それから検査費用公費負担分（自己負担金）と書いてございますが、これは医療機関のほうで行われた検査について、これについても保険適用した後の自己負担分について公費負担することになっておりまして、補正額4,102万2,000円でございます。それからこれらの支払いに伴いまして国保連等の支払手数料も増加しておりまして、この手数料につきましては168万円です。それから通信運搬費ですけれども、陽性者の増加に伴いまして濃厚接触者も非常に多くありました。濃厚接触者の方に対しては2週間の健康観察ですとか、それから外出を自粛していただくようお願いの通知をさせていただいているところでございまして、そういったお願

いの通知に係る通信運搬費でございます。167万円となります。補正額の合計は8,062万円となっております。

私からの説明は以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 小野澤次長。

○**小野澤裕子保健所次長兼健康・子育て推進課長** 健康・子育て推進課小野澤です。事業別概要書の29ページの上の段です。施設管理費です。このたび本年3月に健康増進に関する協定を締結させていただきました明治安田生命保険相互会社より地域づくりに貢献することを目指し、全国的に展開されています地元の元気プロジェクトの一環として私の地元応援募金による寄附金をいただきました。この寄附金は明治安田生命グループの全従業員の方が居住地や出身地など、ゆかりのある地域の寄附先に募金していただいた従業員募金と会社拠出分を上乗せしていただき本市に寄附していただきました。金額といたしましては今回補正で予算計上しております105万3,000円となっております。この寄附の目的として、地域住民の健康増進、子育て支援に活用することが要望されておりましたので、地域で実施する健康教育等で利用できる測定器、乳幼児健診や訪問指導で利用する身長・体重計、療育相談で利用する備品の購入経費として計上させていただいております。

続きまして29ページの下段です。健康管理システム管理事業費です。現在、検診の受診者検診結果もシステム管理をしておりますが、国の政策でマイナンバーを活用し、受診者本人が御自分の保健・医療情報を閲覧し活用できるシステムの構築が進められており、令和4年度の早期からの運用開始が予定されております。このたびの予算としましては既存のシステムで国の標準的な電磁的記録形式による検診結果の取り込み経費と、それと後、検診結果を住民御自身や他の自治体間で情報連携のために閲覧できるための機能追加のシステム改修経費として828万3,000円を計上しております。なお、財源といたしましては国の情報標準化整備事業費補助金として504万9,000円を充当しております。

続きまして、ページをはぐっていただきまして30ページの上の段の不妊治療費等支援事業費、30ページの下段、特定不妊治療助成事業費、31ページ上の段の一般不妊治療助成事業費、この3項目の事業費を併せて御説明させていただきます。この事業費は健康保険等の適用でない不妊治療に係る経費負担を国県市で助成しているものです。不妊治療につきましては国で令和4年度から健康保険の適用が検討されているところであり、今年度が最終年度となることや、今年1月の制度改正によって助成対象が拡充されたことによって、今年度の申請件数は現在のところ昨年度の約1.2倍の申請件数となっております。事業別概要の30ページの上の段の不妊治療費等支援事業費は、ここの事業では国県制度による助成事業を行っております。このたびの補正としましては今後の申請に対応するための経費として3,531万1,000円、会計年度職員人件費として8万2,000円の合計で3,539万6,000円を要求しております。なお、この事業では国の制度による助成につきましては国が2分の1、市が2分の1、県制度による助成につきましては県が10分の10、それとあと歳入として4町分の県負担分も県負担金の中に含めて要求しております。続きまして30ページの下段の特定不妊治療助成事業につきましては、これは先ほどの国県の制度による不妊治療費助成事業の上乗せとして鳥取市独自で上乗せ助成を行

っている経費になっております。こちらにつきましても先ほどの増加分として665万円を要求しております。31ページの上段の一般不妊治療助成事業費では、こちらにつきましては先ほどの30ページ下段では体外受精とか、顕微受精といった治療になりますし、この31ページの上段の一般不妊治療費につきましては人口受精を行う不妊治療に対する助成として65万9,000円を要求しております。

続きまして31ページの下段です。子育て支援アプリ活用推進事業費（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）です。新型コロナウイルス感染症の流行によって外出や交流の機会が減少したことによって、妊婦や子育て中の保護者の方が地域から孤立することがないよう、本市でも子育て支援アプリの導入を予定しております。導入を予定している子育て支援アプリには電子母子手帳の機能があり、妊娠期からの支援に始まり、出産後は予防接種、乳幼児健診の記録、医療機関の検索、離乳食など子育て支援に関する情報を提供することが可能となります。また、このアプリを活用し、子育てに関する相談予約を受け、現在若い人の間で普及が広がっておりますラインワークスというのを活用し、助産師、保健師による育児に関する相談対応を行う予定としております。

このたびの補正予算では子育て支援アプリの経費として9万9,000円、オンラインによる相談対応経費として26万3,000円の合計36万2,000円を要求しております。なお、財源といたして新型コロナウイルス感染症対応交付金を22万4,000円計上しております。以上になります。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。引き続き債務負担行為の概要につきまして御説明をさせていただきます。資料の60ページを御覧いただけますでしょうか。

◆**棕田昇一委員長** よろしいですか。はい、どうぞ。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。それでは御説明させていただきます。事業名はひとり親家庭学習支援事業費になります。限度額は1,011万3,000円、期間は令和4年度ということになります。財源内訳のほうは国の補助金が505万6,000円です。事業の目的としましては、ひとり親家庭の生徒に対して学習習慣の習得支援や学習指導を行うことによって、学習の意欲及び学力の向上を目的としております。事業内容は学習教室を市内に開設して、支援対象者に対して学習支援を行う委託事業であります。これまでの取組ですけれども、生活保護世帯の児童・生徒に対する学習支援が平成25年度から、ひとり親家庭の生徒に対する学習支援が29年度から、生活困窮世帯の児童・生徒に対する学習支援が令和2年度からということで、生活福祉課とこども家庭課と人権推進課、中央人権福祉センターになりますが、3課の共同事業として実施をしております。平成30年度からは前年度の12月補正において債務負担行為を設定し、4月1日の契約締結と同時に支援を開始しております。今後につきましては債務負担行為を設定して翌年度に向けた業者選定の準備を開始することで切れ目のない学習支援を行ってまいります。スケジュールといたしましては令和4年1月に公募型プロポーザルを実施して2月に業者選定、3月に参加者募集、4月に契約締結、支援開始という運びで予定をしております。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 説明は以上ですかね、はい。では、御説明いただきました。本日の委員会で

は説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。はい。

議案第154号鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（説明）

◆**棕田昇一委員長** では、引き続きまして議案第154号鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部説明をお願いします。山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。それでは資料2の3ページを御覧いただけますでしょうか。附議案のほうは7ページになりますけども、資料2のほうで御説明をさせていただきます。3ページ、よろしいでしょうか。はい。それでは議案第154号鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。改正の目的ですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴いまして、特定教育・保育事業等における諸記録の作成、保存等に関する基準を改めるものです。改正の内容ですが、特定教育・保育事業者等の業務負担軽減を図る観点から、施設が行います諸記録の作成、保存等につきまして、書面に代えて電磁的記録により行うことができることとし、また、書面等の交付又は提出について電磁的方法により行うことができることとするものでございます。特定教育・保育事業者といたしますのは、施設型給付費といたしまして、保育園等の運営費の給付費のことをいいますが、そちらの給付の対象として市町村が確認をした、いわゆる保育所、認定こども園、新制度に移行した幼稚園を特定教育・保育施設というふうにいいます。それであと、特定地域型保育事業というのは、同じく給付費の確認を受けた地域型保育事業といたしまして、主なものは小規模保育事業所といたしまして定員が19人以下のゼロ歳～2歳までの保育所になりますけども、そういった施設の事業を地域型保育事業といたします。はい。施行期日につきましては交付の日から交付を、予定をしております。はい。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、説明をいただきました。聞きにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですね。はい。

議案第155号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（説明）

◆**棕田昇一委員長** では、引き続きまして議案第155号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部説明をお願いいたします。山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。それでは引き続きまして資料2の10ページを御覧いただけますでしょうか。12ですか、12ページを御覧いただけますでしょうか。はい。議案第155号、すみません。字の訂正をお願いします。条になっていますが号です。議案第155号です。失礼いたしました。鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。改正の目的ですが、家庭的保育事業

等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、家庭的保育事業等の実施に係る基準を定めるものでございます。改正の内容としましては、居宅訪問型保育事業を実施できる場合において、保護者の疾患等により乳幼児を養育することが困難な場合を追加して明確化することとします。2つ目に施設の諸記録の作成、保存等につきまして書面に代えて電磁的記録により行うことができることとします。

家庭的保育事業等といいますのは、先ほどの154号でもありました地域型保育事業のことでありますが、こちらの条例は認可のための基準を定める条例でありまして、このたびの一部改正としまして、居宅型訪問事業というのを上げておりますけれども、実際、鳥取市のほうでは、こちらのほうの例は実例としてはありませんが、明確化するという意味で条例に明記をさせていただきます。施行期日のほうにつきましては交付の日から施行を予定しております。はい。説明のほうは以上になります。

◆**棕田昇一委員長** 御説明いただきました。聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですね。はい。

では、ここで暫時休憩といたします。午後は午後1時再開といたします。よろしく申し上げます。

午前11時53分 休憩

午後0時59分 再開

令和3年陳情第11号保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本な改善を求める意見書の提出を求める陳情（質疑・討論・採決）

◆**棕田昇一委員長** では再開いたします。続いて陳情審査に入ります。令和3年陳情第11号保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情について、委員の皆様から質疑、御意見等はございますか。御意見、発言あれば。金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。この文面の中に岸田内閣が発足して3%程度の賃上げをもって言って決定、たしかまだこれの確定しないような気がしますんで、それから今年の9月かな、公定価格の引き上げってということで、委員会で可決したような経緯もありますんで、ちょっと勉強させていただきたいので後半の委員会のほうに採決のほうは移させていただければありがたいと思います。

◆**棕田昇一委員長** そのほか委員の方で御意見等ございますか。寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** これ山下次長のほうでちょっとお尋ねしときたいと思いますんでね。この30人体制が、この改善がなかなか70年ということをやるとは言われますけど、この動きっていうか、鳥取市とか周辺の考え方っていうか、ほとんどそれは変えられる見込みはないのか、25人とか、実際それでできているのかどうか、体制ね、十分、ある程度問題なく、また例えば非正規の職員で対応されているとか、プラスアルファで。その辺の実態をある程度説明していただけたらと思いますし、また、処遇改善っていいですか、給与面でしようけどね、その辺についても臨

時職員やいろいろ非正規の職員の皆さんの改善されたということ、窓口手当やいろいろあるでしょうし、いわゆる保育所のほうもそれなりに改善されとると思いますんでね、その辺も分かればちょっと教えていただきたいと思います。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。それでは配置の基準と処遇の関係の本市のほうの現状について簡単ではありますが御説明をさせていただきます。保育園の配置基準につきましては、年齢ごとに配置の基準が定まっております。満1歳未満、ゼロ歳ですね、は園児3人に対して職員が1、3対1、1歳、2歳が6対1、3歳が20対1、4歳、5歳が30対1というふうになっております。それで、この辺の改善につきましては、国のほうも3歳児のほうに今改善を進めて、現状はしております、27年の公定価格において3歳児配置の改善加算というのが設けられまして20対1の配置基準を上回る15対1で配置した場合にはその人件費も措置されるというようなことになっております。ただ、4歳、5歳につきましては従来通り30対1のまま変わってはいないという現状にあります。だから、これでどうかということになりますけども、今のところ特に配置基準を求めるような、4歳、5歳の配置基準の改善を求めるような事業者等からは特に要望は出ておりませんし、今のところ運営のほうも過不足なくできているというのが現状でございます。

それで、処遇のほうにつきましてはですけども、平成26年度以降ですね、子ども・子育て支援新制度になって以降ですね、公定価格のほうも、年々上がってきておまして、処遇改善加算というのがまた別途公定価格とは別にあるんですけども、職員の処遇を改善すれば、その分の加算が公定価格に上乘せされるというようなものもあるんですけども、そういったものも措置を、加算のほうもアップをしております、それで年々、収入のほうもアップをしている経過がございます。それで、ちなみになんですけども、この陳情のほうで全国の平均月額給与が保育士24万4,500円というふうにありますけども、鳥取県の同じく賃金構造基本調査、元年度の調査によりますと23万9,200円、月額給与になっております。さらに賞与のほうもあるんですけども、賞与のほうにつきましては全国の平均が70万6,000円に對しまして、鳥取県の平均は74万5,400円ということになりまして、賞与のほうは鳥取県のほうが全国平均よりも高いというような現状があります。

それで先ほど金田議員のほうからお話がありました、令和4年2月からの措置につきましては閣議決定のほうではそういうふうに書いてありますけど、まだ具体的に、例えば公定価格に組み込まれるのか、処遇改善加算に組み込まれるのかっていったことも含めて具体的な内容のほうはまだ国のほうからは示されていないという現状にあります。あと、市としましては処遇改善のほうにつきましては、今までも上がってきた経緯はありますけども、従来、中国市長会を通じて保育士等の人材確保及び処遇改善のために公定価格の引き上げを行っていただくようにということで要望事項として国のほうに上げているというふうな状況でございます。

以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** そのほか委員の方で質疑あるいは御意見ございますか。上田委員。

◆**上田孝春委員** さっき県内の保育士の給与やなんやかんやお話を聞いたけど、ここに書いてあ

るな、県内の保育士が5万円～6万円低いというのは、これ、嘘ということかじゃあ。間違いということか。どうなのかちょっとお尋ねしてみたいという。

◆**棕田昇一委員長** はい、嘘云々はあれですから、現状はどうなんだということで、執行部把握されている範囲で、はい、お願いします。山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課山下です。はい。なかなか答えにくいですが、記載が間違っているのではないかなというふうに。ええ。

◆**棕田昇一委員長** 御意見のある方は挙手、はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** 先ほどね、24万4,000円が23万9,000円だということで、これが5,000円ぐらいですかね。だから、年間でいくと6万円低いわけですね。賞与のほうは4万円程高いですから総額的に言うとね、結局5、6万円低いということと言わんとしたんだろう思うんですけどもね。相対的に鳥取県の人件費は最新もそうですけど低めですからね。その辺では。

◆**棕田昇一委員長** そのほかの委員の方、上田委員、どうぞ。

◆**上田孝春委員** 処遇改善、正職の大体の給与の形は先ほど説明いただいたことで分かりますけれども、この保育士ということになれば全体的に鳥取市だけを捉えてみれば正職と任用との関係があると思うけど、この辺のバランスはどうなのかちょっと人数的に教えていただきたいという。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課山下です。すみません。ちょっと今手元に正確な資料を持ち合わせておりませんので、概算というような形になろうかと思えますけども、大体200人程度が正職で、その他任期付の職員と会計年度の職員が200人程度ということと、あと短時間の、ほんとに短い時間のパートの職員さんが何人か鳥取市の公立保育園のほうにはいらっしゃいます。以上です。

◆**棕田昇一委員長** いいですか。はい。そのほかございますか。足立委員。

◆**足立考史委員** すみません。平均給与と今おっしゃられて、これ公立園と私立、全保育士の平均ということでいいんでしょうか。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。すみません。これ賃金構造基本調査ですのでちょっと鳥取市のほうが調査したわけではないですけども、多分全ての保育園を対象にした調査だと思います。

◆**棕田昇一委員長** よろしいですか。はい。そのほかございますか。浅野副委員長。

◆**浅野博文副委員長** はい。今、山下次長のほうから説明があつて、僕のほうも事前になんかちょっとお話を聞いておったんですけども、この文面の中で4歳、5歳児の配置基準、子供30人に保育士1人は70年以上も放置されているって文面があるんですけど、この放置っていう実態が正しいのかどうなかっていう、この、執行部のお考えをちょっと教えてもらえますか。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。はい。確かに4歳、5歳児に関しては変わってないということは事実ですけども、配置基準全体ということで申し上げる

と先ほども申し上げましたように、3歳児の配置基準加算というのが設けられたりしているということで全体としては国のほうも改善に向けての検討はしておられるという状況にあるというふうには考えております。

◆**棕田昇一委員長** よろしいですか。そのほか、ございますか。

そうしますと、最初御意見出ていましたように、まだもう1回後半の委員会ありますんで、この陳情については後半の委員会、12月17日の委員会で審議することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆**棕田昇一委員長** はい。それで、それに関わって今日委員さんから執行部に質問というか、御説明を求められる意見がありましたものに関わって、もし、資料提供を頂けるようなものがあれば、当日というよりも事前にボックスにでも入れといてやっていただけるとありがたいと思います。可能な範囲でももちろん結構ですので、よろしく願います。では、陳情については以上といたします。

大正保育園の運営形態変更について（説明・質疑）

◆**棕田昇一委員長** では、その他の報告に入ります。まず、大正保育園の運営形態変更について、執行部、御説明をお願いいたします。山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。それでは3番のその他の報告ということで報告をさせていただきます。お手元にお配りをしております資料2の16ページを御覧いただけますでしょうか。

◆**棕田昇一委員長** 附議案説明資料っていう分ですね、資料2は。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。そうですね。はい。資料2、附議案説明資料の16ページでございます。

◆**棕田昇一委員長** ページ番号が右の真ん中辺についていますんで、見にくいと思います。後ろから2枚目です。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。すみません。見にくいところに。

◆**棕田昇一委員長** はい、よろしいですか。ちょっと待ってください。はい、では願います。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。では説明させていただきます。大正保育園、鳥取市徳尾134-1番地にありますが、平成25年度から指定管理者社会福祉法人さとに会へ運営を委託しております。以来、保護者満足度の高い安定した保育運営を実施していることから、公設民営方式から建物譲渡によります民間移管方式への変更を検討しております。指定管理期間は令和5年3月31までの予定でしていましたが、法人との協議によりまして保護者会の同意もいただいた上で1年前倒して指定管理期間を終了し、令和4年4月1日から民間移管方式による民営化に移行を進めたいと考えております。移管によりまして国・県から運営費の補助の安定した財源が確保できる。ちなみに運営費というのは公定価格で定められた運営費から保育料を除いた部分につきましておおむね国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担するということとなります。また、そういった運営面での財源と合わせまして法人としても軽微な修繕

等、法人の裁量でより機動的に対応できるなどの運営上のメリットもある上に、保育サービスとか職員の研修等につきましては従来どおり変更がありません。そういったことで公設民営方式から民間移管方式に変更したいと考えております。今後のスケジュールにつきましては、年明けの2月定例会で建物無償譲渡の議案と鳥取市保育所条例の改正議案を提出させていただいて、3月に新たな私立の認可保育施設として本市の社会福祉審議会、児童福祉専門分科会による審議を経まして、4月から移行を予定しております。以上、説明のほうは簡単ですが終了させていただきます。

◆**棕田昇一委員長** はい、説明いただきました。本件について委員の皆様から質疑あるいは御意見等ございますか。加藤委員。

◆**加藤茂樹委員** はい。加藤です。ちょっとごめんなさい。これ築年数、分かります、築。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。指定管理を始めたときに新築移転をしておりますので25年からになります。はい。

◆**棕田昇一委員長** はい、よろしいですか。加藤委員。

◆**加藤茂樹委員** はい。

◆**棕田昇一委員長** はい、そのほか、委員の方、質疑あるいは御意見。金田委員。

◆**金田靖典委員** これ、指定管理が5年の3月31日までだったんですけども、それ1年前倒して結論されたという理由をもう一度教えてください。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。まず、第1点が保護者の満足度の高い経営を長年続けてきたということと、過去に鳥取市の公設民営をしていた園が何園かあるんですけども、民間移管方式に移管するのに1年ないし2年前倒して進めてきたという例もございまして、その辺も考慮した上で1年前倒しでできないかということで法人のほうに打診をさせていただいて、法人のほうの了解いただいたというふうな経過になります。ちなみに公設民営から民間移管に移った園というのは久松保育園、26年4月1日に公設民営から民間移管方式に移管しましたが、これ1年前倒し。松保保育園ですけども、これ25年の4月1日に民間移管に移管しております、公設民営から、こちらは2年前倒しで移管をしているという経過がございます。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** 関連してですけども、ちなみにもう1つ公設民営があつて、白兔が公設民営ですね。これも将来的にはそういう形になる可能性があるんかどうかっていうのはお答えいただけますかね。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。白兔保育園につきましては大正保育園よりももう1年後に指定管理期間が満了します。同じように検討はしていきたいんですけども、こちらも法人の意向がありますので、法人との協議がうまく合意に至ればという前提での話になりますので、ただ、検討の俎上に上がってくるというふうと考えております。以

上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** これ結局ね、市内の市立の保育園って、あと10か所、11か所か、ですね。大正がこれになって、あと白兔と、白兔もそういう俎上に乗るってということなら、あと、市立のほうは旧市内のほうは10か所で、新市内のほうは12か所、今どうもそういう形になっているんですけども、それで、ほかのところにも建て替えと同時にいろんな保護者のほうに話し合いはされているんですけども、これどこまで民営化というのは、何か目標値というのはおかしいんですけども、到達点というのは持っておられるんですか。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。民営化の到達点というふうなお尋ねですけども、今現在おっしゃるとおり、公立保育園22園あります。それで民営化ガイドラインに基づいて今まで計画に沿って民営化を進めてきました。民営化をどこまで進めるのか、どの程度公立園を残すかということにつきましては現在まだはっきりとしたものは持っておりません。今後の将来の園児数の推移や地域差を含めた地域の実情、保護者のニーズですね、入所を申し込まれる保護者のニーズ、あるいは施設の更新時期、あとは公立園の鳥取市全体の配置バランスですとか、公立園と私立の保育園の配置バランス、そういったものを考慮した上で民間に任したほうが適切であろうという園を民営化に進めるということでありまして、今のところ、じゃあ、どこまでというようなことまでは決定していないというか、検討していない、最終目標については検討していないというところが現状でございます。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。先ほどの白兔ももう既に俎上に乗るかかったのかなと思ったり、あと2園が老朽建て替えの検討に入っているってというようなこともこの前の何か報告もありましたように、それで、決して建て替え云々でそこが見直しになるってというようなことは、条件はやめるべきだろうと。やっぱりきちっと公立の持つ責任ってというのはあるわけですから、それから保育の担保を、質の担保とその継承性をやっぱりきちっと持てるのは公立だからこそだって思うわけですね。それで新市の場合にはなかなか民間が受ける法人自体がないですから、そこから辺では後々になるだと思ってしまうんですけども、旧市の場合には先般も城北が結局建て替えと同時にさとに替わられ、今度はこのさとにがその経験生かして前倒しでやるってというような形になればね、どんどんどんどんそういう面で言えば、ほんとに一番保育ニーズが高い、しかもね、旧市というのはこの前の議会の報告会の検討会のときにも一番出ていたのはやっぱりほんとに安心して預けられるところが私たちは欲しいんだと。よそが空いとるからよそに行けという話でなしに、やっぱり自分らが働いとったり、生活しとるところの一番身近なところで預かってほしいんだっていうのが強い要望だったんですね。だから、そういう面でいうとやっぱりきちっと公立として果たすべき役割や、そこは質を担保にするためにもそこはきちっと守っていたきたいなど。それで、10園見てみると、ここも大分古いなと思いつつ見ると、こりゃ建て替えが、民営に向かっていくための条件になるようなことに、決してその条件にすべきじゃないというふうに思いますので、その辺りでは一方的に保護者の意見や地域の意見を無視されと

るとは思いませんけども、やっぱりいい園舎を建ててほしいっていうことになればね、少しは結局涙を飲まざるを得ないっていうようなことも起こってくるわけですから、そんなことのないように公立の責任としての任務を果たしていただきたいということを申し添えておきます。以上です。

◆**棕田昇一委員長** ただいまのは御意見ということで、そのほか委員の方ございますか。

第2期鳥取市子どもの未来応援計画の策定について（説明・質疑）

◆**棕田昇一委員長** では、本件は以上としまして、引き続きまして第2期鳥取市子どもの未来応援計画の策定について執行部説明をお願いいたします。山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。では、引き続きまして報告事項、説明させていただきます。お手元の資料の17ページを御覧いただけますでしょうか。その他報告といたしまして、第2期鳥取市子どもの未来応援計画の策定について御説明をさせていただきます。今年度、第1期の子どもの未来応援計画の最終年度になります。次期計画の策定を行っておりまして現在、計画案のほうがまとまってきましたので概要につきまして御説明をさせていただきます。

平成29年の3月に子どもの貧困対策の推進に関する法律の規定に基づく市町村計画として平成29年度～令和3年度までの5か年の鳥取市の子どもの未来応援計画を定めました。以降、国や県の取組と連携しながら全庁的・包括的に進めてまいりました。このたび5年間の計画期間満了に伴いまして、次期計画として令和4年度～8年度までの計画期間とします第2期の計画を策定をいたします。

概要としまして、本市の子供の貧困を取り巻く現状や社会的背景、国県の動向をはじめ、第1期計画の取組におけます点検・評価を踏まえた見直し、あと、令和2年度に5歳児の保護者、小学校3年生、6年生、中学校3年生のお子さんとその保護者を対象に実施をしました成育環境調査、いわゆるアンケート調査になりますが、それに基づく保護者や子供の意識やニーズを踏まえまして、本市における子育て支援や貧困対策の取組を包括的・計画的に推進することで全ての子供が夢と希望を持って成長できるまちづくりを目指してまいります。策定に当たりまして、本市の人権政策局、福祉部、健康こども部、経済観光部、教育委員会等、庁内の関係部署で検討を行いまして、外部の有識者、各種団体の関係者等で設置をいたしました子どもの貧困対策協議会で協議を行いました。全ての子供が夢と希望を持って成長できるまち鳥取を基本理念といたしまして、この基本理念に基づいて現計画の基本目標であります鳥取市の未来を担う子供が家庭の経済状況に関わらず、自分らしく豊かで幸せな生き方を見出していく力を育むこと、これを継承した上で、国の大綱や本市の総合計画等踏まえて施策の体系を4つの項目に整理をいたしました。次ページ御覧いただけますでしょうか。4の施策の概要になります。1つ目の施策の柱として学ぶ意欲を育む環境づくりということで(1)～(3)までの項目を立てております。それで、2つ目の柱として健やかに暮らす基盤づくりとしてということで(1)～(5)までに掲げる項目がございます。施策の3つ目として、安定した暮らしを築く環境づくりということで(1)、(2)の項目を立てております。最後4つ目に暮らしを支える経済的

支援とネットワークづくりとして（1）～（3）に掲げる項目ごとに具体的な施策を展開してまいります。

17ページに戻っていただきまして、今後のスケジュールですが、年明けの1月、今、6日～26日までの予定で市民政策コメントの実施を考えております。そのパブコメを終わった後に最終検討を踏まえて、令和4年3月に計画を策定させていただいて、また2月の本委員会でも御報告をさせていただいた上で4月から計画実施ということで予定をしております。

以上、簡単ですが説明のほうは終わります。

◆**棕田昇一委員長** 本件について質疑なり、御意見等ございますか。よろしいですか。はい、では、以上にしたいと思いますが、そのほか何かありますか。はい、足立委員。

◆**足立考史委員** すみません。資料で16ページ、変更前と変更後ってありますけど、表の話です。条例の改定のほうは右と左で、改正前と改正後とちょっと右左が違っているのは、これは何か法的に。条例のほうは右が改正前です。これ、だから、何か意味があって使い方があるんだったら勉強しないとイケない。

◆**棕田昇一委員長** じゃあ、山下次長、じゃあ、はい、お願いします。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課山下です。すみません。資料のほうのは特に意図があってのことではありませんので、今後、統一的な表記の仕方に改善したいと思います。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** はい。じゃあ、そのほかよろしいですかね。はい。では、これで健康こども部を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

議会報告会・意見交換会について

◆**棕田昇一委員長** それでは引き続きまして、その他の議会報告会・意見交換会についてに入ります。10月31日鳥取市役所にて鳥取市議会議会報告会・意見交換会を開催しました。その中で出された意見で特に重要と思われるものについて、議会として執行部へ伝達することとなっております。意見交換では福祉保健委員会が提案したテーマのうち、育児・保育の充実について市民から御意見を伺ったところでもあります。お配りしています資料のとおり、鳥取市議会から執行部へ伝達すべき内容としてよろしいでしょうか、御意見がありましたらお願いいたします。よろしいですか。足立委員。

◆**足立考史委員** 文言だけの話になるんですけど、保育士の給与引き上げを全般で捉えると公立園の、例えば鳥取市の保育士の処遇と民間との差があって、そこを捉えると、この文言でなると本市の保育士等々の今の賃金体系が少し気にはなるなというところまでして、この言われた委員さんでは、公私は特に指定はしてなかったの、こういう書き方になるのかなとは思いますが、捉え方としてちょっと気になるところです。

◆**棕田昇一委員長** もう1回ちょっとその公私を比べて気になるっていう辺り、ちょっと中身、ちょっともう一度教えていただけますか。

◆**足立考史委員** 要するに本市の保育士は給与表に沿ってあるわけで、行1の表で。それで、もう決まった賃金っていうところを捉えているのと、民間の保育士は民間のそれぞれの賃金体系で、

さっきあった公定価格の中で決められるわけで、それで、その差がさっきの陳情にある5万円っていう見方かなとは思いますが、それについてもちょっと中身はいろいろ言いたいことはあるんですが別として、この文面をそのまま出されるとどうかなっていう。中身が、捉え方が、公的な保育士の分と私的な保育士のとの違いってというのが分からなくなるので、当然市の職員も安いのかいと、なったりするとまた捉え方が変わるのかなと気にはなったとこです。

◆**棕田昇一委員長** そういう御意見がありますけど、いかがでしょうか。寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** 結局これは議会報告会の中での質問事項ですんでね、どういうふうに意図で質問されたか、全体を言われとるのか、民間を含めてね。分かりにくいんで、仮に文言、変えるというのなかなか。もう少しその班のほうの、誰かおられるでしょうけえね、その辺をもうちょっと詳しく突っ込んで調べられて、したほうがいいと思いますんで、はい。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員どうぞ。

◆**金田靖典委員** 両方に該当していますんで。非常にね、そぎ落とした文章なんです、これは、ぎゅっと。それで、これ前段がいっぱいありまして、実は一番よく出ていた意見は何かという、さっきも言いましたように、自分が勤めたいところ、例えば産休が明けるとか、子供が生まれたとかしたときに、預けやすいところに預けてほしいけども、実は頼むと年度途中だといっぱいだから入れてもらえんとかね、というようなことが起こると。それでやっぱり、片っぽでは保育士さんが足らんという話をいっぱい聞くと。それで、処遇をちゃんとしてあげんと保育士さんは集まらんじゃないのかということ、もともとの一番大きなのはいつでも困ったときには預かってもらえる保育園がすぐそばに、働き口やら、住まいのところにいいねっていうのが大前提としてあって、その中でずっとやっぱり処遇をちゃんとしてあげて、保育士さんの、保育士不足が起こらんようなことをしてほしいというのが全体的な流れなんです。だから、そこをだ一つとそぎ落としてしまった結果、処遇改善ってね、何か要求闘争しとるみたいな文書になってしまつとるんですけども、ということがいきさつなんです、これ。

◆**棕田昇一委員長** いかがでしょう。具体的なことを書けばまたね、非常にややこしくなるところが逆にあるんで、はい、足立委員どうぞ。

◆**足立考史委員** いらんこと言ってしまったかなと。

◆**金田靖典委員** いえ、いえ、いえ。

◆**足立考史委員** 会議の中で、私もその場に出させてもらった中での、指摘された委員さんが具体的には言われてないんです。やっぱり保育士不足が要因ではないかというところだったので、言われればこのままでも提案していただければいいとは思いますが、出されるとが執行部のほうになるんですよ。

◆**棕田昇一委員長** そうですね。

◆**足立考史委員** はい。そのやり取りで十分に回答してもらったらいいかかなと。特に心配になったというところだけのことで捉えてください。

◆**棕田昇一委員長** そうしましたら、この議会報告会・意見交換会で出た意見の中で1点ですね、議会として執行部に伝達するという意味合いですんで、1つこれで御理解いただければ、それ

で御了解いただきたいと思います。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆**棕田昇一委員長** はい、ありがとうございます。じゃあ、この件はそうしたいと思いますが、そのほかに何かございますか。よろしいですかね。はい。

では、以上をもちまして福祉保健委員会を終了します。どうもお疲れさまでした。

午後1時39分 閉会

令和3年12月定例会 福祉保健委員会

(議案説明、陳情審査、その他の報告)

日時：令和3年12月9日(木)

午前10:00～

場所：本庁舎7階 第1委員会室

市立病院 (10:00～)

1 議案【説明】

- ・ 議案第152号 令和3年度鳥取市病院事業会計補正予算(第2号)

福祉部 (市立病院終了後)

1 議案【説明】

- ・ 議案第143号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第11号)【所管に属する部分】
- ・ 議案第145号 令和3年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)
- ・ 議案第146号 令和3年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算(第3号)
- ・ 議案第149号 令和3年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算(第1号)
- ・ 議案第153号 鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について
- ・ 議案第156号 鳥取市国民健康保険条例の一部改正について

2 その他の報告

- ・ 国民健康保険関係国庫支出金等の返還について（保険年金課）
- ・ 鳥取市地域福祉推進計画の中間見直しについて（地域福祉課）
- ・ 福祉総合窓口業務等包括委託公募型プロポーザル プレゼンテーションの結果について（地域福祉課）

健康こども部（福祉部終了後）

1 議案【説明】

- ・ 議案第 143 号 令和 3 年度鳥取市一般会計補正予算（第 11 号）【所管に属する部分】
- ・ 議案第 154 号 鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ・ 議案第 155 号 鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

2 請願・陳情【質疑・討論・採決】

<陳情（新規）>

- ・ 令和 3 年陳情第 11 号 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情

3 その他の報告

- ・ 大正保育園の運営形態変更について（こども家庭課）
- ・ 第 2 期鳥取市子どもの未来応援計画の策定について（こども家庭課）

その他（健康こども部終了後）

- ・ 議会報告会・意見交換会について